

審 第 7 8 5 号
答 申 第 2 3 8 号
令和元年7月4日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第217号

平成29年7月16日付けで審査請求人から提起された自己情報不開示決定
（平成29年4月26日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年4月26日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年4月12日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が、平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間に〇〇飲食営業の件で私の携帯番号〇〇-〇〇-〇〇から〇〇警察署に通報した際に作成された加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、〇〇警察署において平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成した「加入電話通報等受理票」を保存していたことから、その全件を確認したが本件開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できなかったことから、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年7月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。
 - ア 審査請求の趣旨
加入受理処理結果票の開示を求める。
 - イ 審査請求の理由
私が通報年月日が定かではないが、〇〇終業の午後11時50分ころ〇〇警察署署員5～6名現着。私に5名警察官の担当者〇〇が対応者。警察官1名が入店し、〇〇経営者〇〇及び〇〇らに事情聴取。通報前のトラブル相手方が告発状取り下げたら和解に応じると私を店外に出し施錠。したがって和解不成立。私が通報した次第である。
- (2) また、審査請求人は、反論書及び意見書（反論書に添付されたもの）においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

- ア ○○警察署の通報受理者について、審査請求人が○○飲食業に対し通報者、受理者警察官が加入電話通報等受理票を作成していないと言わざるを得ない。(千葉県民の信頼性欠如警察業務怠慢と言わざるを得ない。)
- イ ○○警察署へ問い合わせると現着の警察官パトカー乗務は警察本部所属の地域課メガネ着用の○○警察官と判明。審査請求人に対応者。
- ウ ○○に対し、私の携帯電話○○-○○-○○から○○警察署へ通報した際に作成された加入電話通報等受理票通報年月日記入した文書を紛失した次第である。
- エ ○○警察署が平成○○年○○月○○日から○○月○○日の間○○の件で通報者の個人情報保有していると思われる。
- オ 本件の通報は告発状に係る和解のために通報である。
- カ 通報で○○警察署の受理者が警察官を現着指令、よって自己情報を開示させるべきである。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 対象文書の不存在について

実施機関において、審査請求人が求めている本件審査請求に係る対象文書について、実施機関が保有する加入電話通報等受理票について確認したところ、本件審査請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、当該個人情報は保有していないことが判明した。

(2) 加入電話通報等受理票について

ア 加入電話通報等受理票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が警察にその対応を求めため、警察署等へ直接通報等をした際に、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的としており、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものである。

イ 加入電話通報等受理票の保存期間は、千葉県警察の文書に関する訓令(平成20年本部訓令第22号)第22条により、保存期間1年としている。

(3) 本件審査請求に係る文書について

ア 加入電話通報等受理票は上記(2)アのとおり、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めため、警察署等へ直接通報等をした際に、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものであるが、事案等の取扱い時に取得した情報等を全て記載するものではない。

イ 本件開示請求当時、○○警察署においては、平成○○年○○月○○日以降に作成した加入電話通報等受理票を保存していたことから、その全件について確認したところ、本件開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、当該個人情報は保有していないことが判明した。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 本件審査請求の対象となる文書が持つ性質については、上記(2)のとおりであ

るが、加入電話等により警察に通報がなされ、警察官が現場に臨場した場合の初動対応を目的として作成されているため、現場で対応した内容や聴取内容すべてが加入電話通報等受理票に記載される訳ではなく、通報に関連性のない現場での聴取内容を含め、その必要性に応じて、加入電話通報等受理票以外の文書が作成されることもありうる。

イ したがって、警察署への通報に基づいて現場で審査請求人が警察官と接触していたとしても、通報したという事実のみをもって、審査請求人の求める内容が記載された加入電話通報等受理票が作成されているとは限らず、本件審査請求の対象となる文書である加入電話通報等受理票の性質及び実施機関の調査により文書を保有していないことが明らかとなったことから、本件決定を行ったものであり、本件決定に誤りは認められない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の行政文書について

ア 本件審査請求に係る行政文書について、審査請求人と実施機関とではその名称が異なっていることから、審議会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、開示請求書記載の「加入受理処理結果票」とは各警察署が独自にその様式を運用しているとのことであり、〇〇警察署においては「加入電話通報等受理票」という名称で運用しており、この運用については、本件開示請求の受付時に審査請求人にも説明しているとのことである。

イ 加入電話通報等受理票について、実施機関の説明によれば、上記4(3)ア及び(4)アのとおり、警察署が受ける電話すべてについて加入電話通報等受理票を作成する訳ではなく、受けた電話の内容により、必要に応じてその他の様式で作成される事案もあるとのことである。

ウ 実施機関は、本件開示請求を受け、自己情報開示請求書に記載された「平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで」との期間より1年以上も過去の文書まで探索したが、本件審査請求に係る文書を保有していないと説明する。

エ また、審査請求人が求める内容については、上記イのとおり別様式で作成している可能性も説明し、そのような請求に変更することも提案したとのことであるが、審査請求人はあくまでも「加入電話通報等受理票」についての開示を求めていたため、本件決定に至ったとのことである。

オ そこで、審議会で確認したところ、審査請求人は「加入電話通報等受理票」に限定して当該行政文書に記載された自己情報の開示請求をしていると認められる。また、上記イのような運用について、不自然・不合理な点は認められない。当該自己情報の探索についても、上記ウのとおり、実施機関内部において十分行われており、実施機関が保有していないと説明していることについて、不合理な点は認められない。

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件決定における自己情報不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載のみでは、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、審査請求人に対し十分に説明しているとは認められないことから、今後、実施機関は当該欄の記載について適切に対応されたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-------------------|
| 平成29年 9月 6日 | 諮問書（弁明書の写しを含む）の受理 |
| 平成29年 9月26日 | 反論書等の写しの受理 |
| 令和 元年 5月29日 | 審議（令和元年度第2回第2部会） |
| 令和 元年 6月26日 | 審議（令和元年度第3回第2部会） |

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|--------|----------------------|----------|
| 石井 徹哉 | 千葉大学大学院 社会科学研究院教授 | |
| 中曽根 玲子 | 國學院大學法学部教授 | 部会長 |
| 藤岡 園子 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |